



桃五だより

杉並区立桃井第五小学校

<https://www.suginami-school.ed.jp/momo5shoubg/>

No.625

(7月号)

2023.6.30

子供の人権、子供のしあわせとは

校長 佐野 篤

『やさしさとしあわせがあふれる桃五小』が、本校のキーワードです。子供の「しあわせ」とは、具体的にどのようなものなのでしょう？6月の学校公開・道徳授業地区公開講座で、子供の権利擁護分野の第一線で活躍する人気弁護士 山下敏雅(やました としまさ)先生をお迎えして、5・6年児童に向けた特別授業を行っていただき、「子供の人権、子供のしあわせ」について、児童、教員、保護者・地域のみんなで考えることができました。

山下先生からは「今日、覚えて帰ってほしいことは四つ。①弁護士の仕事は、人権を守ること。②人権は、人として尊重されること。③いじめがダメなのは、人権を傷つけるから。④大人だけでなく、子供も人権が守られる」ということでした。子供たちの考えや想いを大切に、子供たちと対話をしながら、具体的な事例をもとに話してくださいました。しあわせな生活を脅かすいじめについては、「いじめられる側にも悪いところがある？」という問いを子供たちにして、それが×であり、だれにもこじつけて言えるいいわけであることに、気付かせてくださいました。いじめを正当化する理由は、一つもありません。

また、子供のしあわせについては、「①大人にむかつく時？ ②大人に大切にされていると思う時？ ③大人の言動にさみしい・悲しいと思う時？」という問いに、積極的に子供たちが発言しました。会場にいた教員、保護者や地域の方も、子供たちの想いや考えに耳を傾け、子供のしあわせを考えることができました。

「人権とは」については、「一人一人が大切にされ、尊重されること」「誰かの物でも、人形でも、奴隷でもない、人間として大切にされること」「大人・子ども、日本人・外国人、病気や障害のある人・ない人、男・女・性的マイノリティ… どんな人でも」「ひとりぼっちでなく、居場所があること」「自分の人生を指図・支配されずに自分で選べること」「安心した毎日を過ごし、しあわせな人生を送れること」等、素敵なキーワードをたくさんいただきました。また、大人と同じように子供にも人権があり、子どもの権利条約12条「子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利(意見表明権)がある」ことを教えていただきました。

『やさしさとしあわせがあふれる桃五小』を創るために、子供も、大人も「一人ひとりが毎日の暮らしの中で、お互いの人権を大切にすること」を心掛けていきたいと改めて思いました。

7月の生活指導目標

気持ちのよいあいさつをしよう

「おはようございます」「いただきます」「ごちそうさま」「さようなら」…桃五小ではいつも元気な挨拶が飛び交っています。元気に挨拶を交わすと自分も相手もよい気持ちになります。これからも桃五小では挨拶運動を推進していきます。ご家庭でもご協力よろしく願いいたします。